

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 3 退職給付の期待運用収益率

本題に入る前に、若干、退職給付会計の動向について説明しますね。

2010年3月18日に企業会計基準委員会から「退職給付に関する会計基準(案)」、「退職給付に関する会計基準の適用指針(案)」(以下、「公開草案」という)が公表されております。そこでは未認識項目の一括負債計上の適用時期については、今事業年度末からとなりました。ただ、昨年6月の企業会計基準委員会のディスカッションの状況を見る限り、今事業年度末からの適用はなさそうです。

[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/minutes/20110630/20110630\\_index.jsp](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/minutes/20110630/20110630_index.jsp)

また、国際会計基準審議会は、2011年6月16日に新IAS19号「従業員給付」を公表しております。そこでは数理計算上の差異は、リサイクリング(その他の包括利益に計上後、費用化をとおして損益計算書に計上)しないことになりました。ここが、日本の公開草案とは大きく異なるところです。

さて、本題に入ります。

割引率については、2009年4月1日以降に開始する事業年度からは、5年以内の平均を使えなくなったのは、周知のところです。が、(長期)期待運用収益率の算定について公開草案では、退職給付の支払に充てられるまでの期間等を考慮して設定しなければならないことを明らかにしています。これは従来の考え方を改めるものではなく、その明確化にすぎないということです(企業会計基準委員会の専門研究員の解説記事より)。

なお、公開草案では、「期待運用収益率」→「長期期待運用収益率」と用語も変更していません。

従来、「期待運用収益率とは、各事業年度において、期首の年金資産額について合理的に期待される収益額の当該年金資産額に対する比率をいう」(現行実務指針12)ことから、今後一年間に期待される運用収益率を見積もって(実務的には、過去3年から5年程度の運用実績等を基に算定して)いたと思われます。

ただ、「当年度の退職給付費用の計算に用いられる期待運用収益率は、前年度における運用収益の実績等に基づいて再検討し、当期損益に重要な影響があると認められる場合のほか

は、見直さないことができる」(同指針 19) ことになっているため、検討の結果、当初に設定したままのケースもあるかもしれません。

ところで、新 IAS19 号「従業員給付」では、期待運用収益率が廃止されております。退職給付債務の計算における割引率を年金資産にも適用することになりました。つまり、退職給付債務と年金資産のネットした金額に割引率を乗じることにより、純利息費用を求めることとなります。この点も、日本の公開草案と異なっておりますが、期待運用収益率の算定には恣意性が入るというのが、改訂理由の一つのようです。

昨今の株価下落等を受けて、年金資産の運用がマイナスになっている会社もあると思います。このため、期待運用収益率をマイナスにしている会社も、下記の会社のように あります。

【参考—JK ホールディング(株)】

平成 19 年 3 月期～平成 23 年 3 月期の期待運用収益率の変化

(0.5%⇒0.75～1.0%⇒△0.5%⇒△2.5%⇒△3.3%)

また、ヤマトホールディングス(株)のように期待運用収益率を 0%にしている会社も多数あります。

期待運用収益率を何%にするかは、未認識数理計算上の差異の金額に影響を与え、将来的には、未認識数理計算上の差異の金額はオンバランスされることになると思いますので、これらを踏まえたうえで期待運用収益率を再検討することをお奨めします。

(2012/1/10(新年号)より)